

五監公告第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年5月30日

五 泉 市 監 査 委 員

酒 井 俊 明

佐 藤 浩

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3. 監査の対象

五泉市村松黄金の里会館
（指定管理者 黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー）
商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

4. 監査の範囲

令和4年度出納その他の事務の執行状況

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和5年4月24日～令和5年5月24日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は法令等に適合し当該施設の設置目的に沿っておおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 月次の収支報告において、市と指定管理者双方のチェック機能が果たされておらず、転記ミス等が見過ごされ、誤った額で年間収支実績報告書が作成されている。再発防止のためチェック体制及びマニュアル等を整備し、適正な出納業務及びリスクマネジメントに努められたい。
- ② 自主事業について、指定管理者業務と明確に区分されていない状況が見受けられる。双方で事業内容を精査・協議し、適正な業務管理に努められたい。

(2) 所見

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づき官民協働により成り立っている。モニタリングによる状況把握、課題抽出を通して業務の改善を図り、公の施設としての存在意義を高めるため双方が連携し、より良質なサービスの提供及び経営状況の健全化に努められたい。